# 令和4年 第8回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和4年8月24日(水)午後1時30分から午後2時17分まで
- 2. 開催場所 佐野市役所 1階 市民活動スペースA・B
- 3. 出席委員 (14人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	8番	新井 勉
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大朏 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (2人)

委員3番立川久恵委員9番若田部明

#### 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 空き家に付属した農地の指定について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小倉浩史

参事 磯部高志

農地調整係 係長 川田優子

主查 飯塚康夫

主任 鈴木正寛

主任 小松﨑梨菜

主事補 柿沼誠一郎

#### 7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和4年第8回佐野市農業委員会総会を始めさせてい ただきます。

議長

開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号3番 立川久恵委員、議席番号9番 若田部明委員の2名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。

議長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがっ

て、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第8回佐野市農業委員会総会を開会いたしま す。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でありますが、本日1日としたいと 思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」でありますが、総会規則第19条第2項の規定により、議席番号4番 相場重雄委員、議席番号13番 野村春男委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、 農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松﨑梨菜主任を指名いたしま す。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

まず、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年8月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届 出について」事務局より報告をさせます。 事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和4年8月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号までであります。

はじめに、議案第1号「空き家に付属した農地の指定について」を議題 といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 空き家に付属した農地の指定について、意見を求めます。 令和4年8月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地 調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第1号に ついて、調査班、お願いします。

調查班

申請に係る事項 農地及び空き家の所有者 〇〇 申請地の所在地〇〇 地目 畑 面積〇〇㎡となります。申請地は、空き家から見て東に位置しています。

次に、佐野市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準に基づく検討 状況ですが、第4条基準1番については、現地を確認した結果、耕作は可 能な農地と思われました。2番は現地確認の結果、第1号の遊休農地の条 件を満たしており、所有者も申請地周辺に居住していないため、維持管理 が行われる見込みもないものと思われます。よって2番も該当ありと思 われます。3番は空き家と農地は隣接しているため、該当ありと思われま す。4番は農地と空き家の所有者が同一であるため、問題ありません。

以上1番から4番までを検討した結果、現地調査班の判断としては、指 定相当と思われます。以上です。 議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りします。議案第1号について、申請のとおり指定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第1号については、申請のとおり指定 することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和4年8月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条684番 契約内容は、賃借権の設定5年です。申請地までの距離は4km、所要時間は6分です。大農機具の所有状況は、トラクター、動力噴霧器を各1台リースしております。主な経営作物は、いちごとなっております。農作業従事人数は1人、従事日数は300日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただき、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条685番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は○○円です。申請地までの距離は4.0km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。主な経営作物は、トルコギキョウ、榊となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は650日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただき、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条686番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は2分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機各1台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜類となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は200日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただき、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条687番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は○○円です。申請地までの距離は0.01km、所要時間は2分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、コンバイン、田植機各1台を所有しております。主な経営作物は、米、野菜類となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は800日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただき、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条688番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は○○円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、刈払い機3台を所有しております。主な経営作物は、果樹類となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は250日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただき、結果問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第2号3条688番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条688番について、審査会班長、お願いします。

審查会班長

審査会の結果を報告いたします。8月22日に委員6名が出席して審 査会を行いました。

3条688番の案件について報告します。本申請につきましては、所有権の移転7筆の申請になります。申請人は、定年後は本格的に農業をやっていきたいと考え、知り合いの農業者のもとで農業技術を学び、今回農地を取得し新規就農したいという案件になります。申請地の現状はいずれも特に問題はなく、1名で農業経営をしていきます。作付計画としましては、果樹類の作付を行っていく予定であります。販売先は、直売所などを予定しています。

以上のようなことから総合的に判断した結果、審査会の意見としては 適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただき ます。ご協議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。以上で審査会の結果の報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、申請 のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

挙手全員であります。よって議案第2号については、申請のとおり許可 することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更 申請について、次のとおり許可後の事業計画変更申請がありましたので、 意見を求めます。

令和4年8月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地 調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号変 更15番と変更16番について、調査班、お願いします。

調査班

変更15番について報告します。

変更後の用途は太陽光発電設備となります。次に、許可後の計画変更承認に基づく検討状況ですが、検討事項1から6までについては全て認められます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は承認相当と思われます。 変更16番について報告します。

変更の内容は一時転用の期間の延長になります。次に、許可後の計画変 更承認に基づく検討状況ですが、検討事項1から6までについては全て 認められます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は承認相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号は、変更申請のと おり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第3号は、変更申請のとおり承認する ことに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次

のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。 令和4年8月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号 5条918番から921番について調査班、お願いします。

調査班

5条918番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可となります。立地基準は既存の施設の拡張に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。 5条919番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地 基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から11番までを検 討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているもの と判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。 5条920番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地 基準は集落接続に該当し、一般基準は2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。 5条921番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地 基準は代替地がない場合に該当し、一般基準は2番から11番までを検 討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているもの と判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。 これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありました ので意見を求めます。

令和4年8月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地 調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号 非農地510番と511番について、調査班、お願いします。

調査班

非農地510番について報告します。

願出地の周囲には農地がないため、営農に支障はないと思われます。願 出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、 非農地証明はやむを得ないと思われます。

非農地511番について報告いたします。

願出地の周囲には農地がないため、営農に支障はないと思われます。願 出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、 非農地証明はやむを得ないと思われます。以上です。 議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について、願いの とおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第5号については、願いのとおり証明 することに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題 といたします。事務局をして、議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和4年8月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号については、計画 のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第6号については、計画のとおり承認 することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いた しました。令和4年第8回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重 審議、ご協力ありがとうございました。